



※広報はくばでは毎月表紙写真を公募しています。ご提供いただける場合は、白馬村役場総務課へご連絡ください。

2026
Vol.596

5

村内小学校の入学式が挙行されました。

保護者の皆様や先生方が見守る中、たくさんの笑顔があふれる入学式となりました。友達との出会いや勉強、たくさんの行事など、新しい学校生活への期待に胸を膨らませる様子が新入生たちの表情からも感じ取れます。新入生・保護者の皆様、ご入学おめでとうございます。

広報はくば

- 白馬村長選挙・白馬村議会議員再選挙のお知らせ…………… 2
- スノーハープクロスカントリー大会出場者募集…………… 9
- 「地域公社」設立に向けた調査結果のご報告…………… 14
- 白馬高校レポートチャンネル…………… 15

館報はくば

- 令和8年度協和ウイング白馬芸術文化イベント…………… 1
- 令和8年度の「二十歳の集い」について…………… 2

共に生き 豊かさを育む
支え合いと幸せがめぐる Best Living Village

7月12日(日曜日)は

白馬村長選挙白馬村議会議員再選挙の投票日です

告示日 7月7日(火曜日)

今回の選挙は私たちの未来を託すとても身近で大切な選挙です。棄権することなく必ず投票に行きましょう。
また、昨年の白馬村議会議員一般選挙において立候補者が議員定数を下回り、村議会議員が1名不足しているため、公職選挙法の規定により、同日に再選挙を行います。

投票日・投票時間 7月12日(日曜日) 午前7時から午後7時まで

●投票できる人

今回の選挙で投票できる人は選挙人名簿に登録されている次の人です。

○年齢 投票日に満18歳以上の人

(平成20年7月12日までに生まれた人)

○住所 令和8年4月6日以前から投票日または期日前投票をした日までの間、引続き白馬村に住所のある人

●期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務がある場合、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ手続により投票を行うことができます。

○場所 白馬村役場2階

201・202会議室

○時間 午前8時30分から午後8時まで

○期間 7月8日(水曜日)から7月11日(土曜日)

○持ち物 投票所入場券(入場券をお持ちでなくても選挙権のある方であれば本人確認のうえ投票することができます。)

●入場券

入場券は、告示日以降に世帯ごとに郵送します。

●選挙公報

選挙公報は7月8日に各世帯へ発送するほか、白馬村行政公式ホームページへ掲載、役場村民ホールに設置します。(無投票になった場合、選挙公報は発行しません。)

お手元に届かない場合は選挙管理委員会まで問合せください。

●不在者投票

○滞在先の市区町村での投票

仕事先、旅行先などで村外に滞在している場合、白馬村以外の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

①投票用紙の請求

白馬村公式LINEにおいて「選挙」と入力すると申請フォームが開きます(すでに白馬村公式LINEの友だち登録がお済みの方は次の二次元コードの読み込みにより申請フォームを開くことができます)ので、そちらから請求いただくか、白馬村行政公式ホームページに掲載の「宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、白馬村選挙管理委員会まで請求してください。



白馬村公式LINE
不在者投票宣誓書
請求はこちら

※選挙期日の告示前でも受付しています。

②投票用紙の請求後の流れ及び注意点

告示日後に、「投票用紙」「不在者投票封筒(内、外)」「不在者投票証明書」を郵便書留で送付しますので、受取りましたら所定の期間に最寄りの市区町村の選挙管理委員会にお出かけください。

「投票用紙」等と共にお送りする投票方法の説明に従って投票してください。

このとき、先に投票用紙等に記入したり、「不在者投票証明書」を開封すると無効となりますのでご注意ください。

③投票期間及び時間

期日前投票の期間と同じですが、遠方の市区町村や時間によっては投票日に間に合わない場合がありますので早急にお出かけください。(時間、場所については、各市区町村の選挙管理委員会へお尋ねください。)

④投票用紙の返送

投票手続の済んだ投票用紙は市区町村の選挙管理委員会が白馬村へ返送します。この投票用紙は、投票日当日、閉鎖時刻までに定められた投票所に到着しなければなりません。郵送には日数がかかりますので、請求や投票の手続はお早めにお願ひします。



○病院や老人ホームなどでの投票

指定病院や指定老人ホームなど、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設や法令で定められた施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。投票用紙などの請求は、施設の長等を通じて行いますが、自分で直接請求することもできます。

○郵便等による投票

身体障害者手帳などをお持ちの方は、左記に該当する場合、自宅などで投票できます。

※この制度を利用して投票するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。交付申請の際には、左記の手帳を提出していただく必要がありますので、まずは選挙管理委員会までお問合せください。

※「郵便等投票証明書」の交付を受けたい方からの投票用紙等の交付請求期限は、7月8日(水曜日)までとなります。

○郵便等による不在者投票の対象者

▽身体障害者手帳の交付を受けている人

*両下肢・体幹・移動機能の障がい(1級又は2級)

*心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障がい(1級から3級)

*免疫・肝臓の障がい(1級から3級)

▽戦傷病者手帳の交付を受けている人

*両下肢・体幹の障がい(特別項症から第2項症)

*心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障がい(特別項症から第3項症)

▽介護保険の被保険者証の交付を受けている人

*要介護5

○代理記載制度の対象者(代理人が投票用紙に記載することができる人)

▽身体障害者手帳の交付を受けている人

*上肢または視覚の障がい(1級)

*戦傷病者手帳の交付を受けている人

*上肢または視覚の障がい(特別項症から第2項症)

●投票所

第1投票所	白馬村多目的研修集会施設	白馬町・深空・八方口・大出・蕨平・嶺方
第2投票所	塩島基幹センター	森上・塩島・通・立の間・青鬼・野平
第5投票所	白馬村農業体験実習館	飯田・飯森・めいてつ
第6投票所	沢渡公民館	内山・佐野・沢渡
第7投票所	堀之内地区高齢者支え合いセンター	三日市場・堀之内
第8投票所	八方文化会館	八方・和田野・山麓
第9投票所	新田公民館	新田・どんぐり・切久保・落倉
第10投票所	瑞穂農業生活改善センター	瑞穂・エコランド・みそら野

白馬村長選挙及び白馬村議会議員再選挙へ立候補を予定されている方へ

●正しい選挙運動を

選挙運動ができるのは、立候補の届出が受理されてからです。それ以前の選挙運動は一切することができません。また、公職選挙法により禁止されている運動は次のとおりです。

○戸別訪問

各家庭や会社などを回って特定の候補者に投票するように頼んだり、選挙運動のために各家庭に演説会の開催を知らせたり、候補者の氏名や政党名などを言い歩くことは禁止されています。

○飲食物の提供

選挙事務所などでは、運動員に通常用いられる茶菓子や限られた金額と数量の弁当以外の飲食物を出すことは禁止されています。

有権者が陣中見舞いに酒やビールを選挙事務所を持っていくことは違反になります。

選挙事務所などで、お茶代わりに酒やビールを出すことも禁止されています。

○買収供応・選挙妨害

選挙運動のために買収をしたり、ご馳走をしたりされたりすることは違反です。

候補者についてのデマをとばすこと、候補者や選挙人、運動員を脅したり、演説や集会を妨害したり、選挙ポスター、看板などを破損し、運動を妨げることが禁止されています。

○寄附の禁止
公職の候補者または公職の候補者になるうとする者は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもって寄附をすることはできません。

●選挙日程

日時	内容	場所
6月1日(月曜日) 9時30分から13時30分	立候補予定者説明会(村長) 立候補予定者説明会(村議)	役場201・202会議室
6月30日(火曜日) 13時から17時	届出書類事前審査	役場庁議室
7月6日(月曜日) 10時から12時 【選挙人名簿登録基準日・登録日】	選挙運動用自動車点検	役場駐車場
7月7日(火曜日) 8時30分から17時 【選挙告示日】	・立候補届出 ・選挙運動開始	役場201・202会議室
7月8日(水曜日)	期日前投票開始	役場201・202会議室
7月9日(木曜日)	選挙立会人届出最終日	
7月11日(土曜日)	期日前投票最終日	役場201・202会議室
7月12日(日曜日)	選挙期日・投開票	
7月13日(月曜日) 9時から	当選証書付与	役場201・202会議室

違反のない明るい選挙を実現しましょう。

お問合せ 白馬村選挙管理委員会(白馬村役場 総務課) 電話:0261-72-7002



令和8年度の国民健康保険税について

■国民健康保険税とは

日本ではいざというときに安心して医療機関を受診できるように、すべての人がいづれかの医療保険に加入することが義務付けられています(国民皆保険制度)。国民健康保険(国保)とは、国保に加入する方がお金を出し合い、加入者が医療機関を受診したときの負担を軽減するための助け合いの制度です。皆様が出し合うお金が国民健康保険税です。

■納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主となります。世帯主が国保以外に加入していても世帯内に国保の加入者がいる場合にも、世帯主が納税義務者になります(擬制世帯主といいます)。擬制世帯主の所得は国民健康保険税の算定には含まれません。ただし、国民健康保険税の軽減判定の算定をする際は含まれます。

■国民健康保険制度に関する経過と、国民健康保険税の計算方法

毎年4月から翌年3月までの12か月を1年度として税額を計算します。

近年、医療費は高齢化や医療の高度化等により年々増加を続け、国保財政を圧迫していることから、国保の運営を安定させていくために、国は運営単位を市町村から都道府県と市町村との共同運営とする制度改革を行い、ま

た将来的に都道府県内の保険料水準を統一する方針を示し、長野県では統一に向けた方針(ロードマップ)を公表しました。

白馬村の国保財政は、被保険者の減少等により厳しい運営が予想されます。保険給付と保険料の双方で、県内市町村の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度を維持していく必要があること、加えて長野県の方針に基づき大北管内の保険料水準の統一に向けて下表のとおり国民健康保険税の税率を改正しました。

〈令和8年度から新たな課税区分「子ども子育て支援金分」が新設されます〉

◆子ども子育て支援金とは

子ども・子育て支援金は、全世代や企業の皆様から支援金を医療保険とあわせて拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、ごもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。皆様からいただいた支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児期間中の国民年金保険料免除など、さまざまな給付の財源となります。

R8：新設

◆令和8年度の税率

	内容	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども子育て支援金分
所得割	前年中の所得に応じて計算	5.50%	2.50%	2.20%	0.30%
均等割	国保加入者数に応じて計算	19,900円	9,300円	9,800円	1,090円
18歳以上均等割	18歳以上の国保加入者数に応じて計算	—	—	—	110円
平等割	一世帯あたり定額で計算	19,600円	8,000円	7,200円	1,130円
限度額	課税限度額(上限額)	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※介護保険分は国保に加入している40歳以上65歳未満の方が対象になります。

◆年間保険税の計算方法

次の計算方法により算出します。

年間国民健康保険税額 = ①医療分 + ②後期高齢者支援金分 + ③介護保険分 + ④子ども子育て支援金分

①医療分 課税額 = ① + ② + ③ (100円未満切捨て、限度額67万円)

- 所得割額 = 【国保加入者の所得金額 - 43万円(有所得者毎)】 × 5.50%
- 均等割額 = 国保加入者数 × 19,900円
- 平等割額 = 1世帯 19,600円

②後期高齢者支援分 課税額 = ① + ② + ③ (100円未満切捨て、限度額26万円)

- 所得割額 = 【国保加入者の所得金額 - 43万円(有所得者毎)】 × 2.50%
- 均等割額 = 国保加入者数 × 9,300円
- 平等割額 = 1世帯 8,000円

③介護保険分 課税額 = ① + ② + ③ (100円未満切捨て、限度額17万円)

- 所得割額 = 【40歳以上65歳未満の国保加入者の所得金額 - 43万円(有所得者毎)】 × 2.20%
- 均等割額 = 40歳以上65歳未満の国保加入者数 × 9,800円
- 平等割額 = 40歳以上65歳未満の国保加入者がいる世帯 7,200円

④子ども子育て支援金分 課税額 = ① + ② + ③ + ④ (100円未満切捨て、限度額3万円)

- 所得割額 = 【国保加入者の所得金額 - 43万円(有所得者毎)】 × 0.30%
- 均等割額 = 国保加入者数 × 1,090円 (18歳未満の加入者は0円)
- 18歳以上均等割額 = 18歳以上の国保加入者数 × 110円
- 平等割額 = 1世帯 1,130円



年度の途中で前年中の所得金額が変更になった場合や、加入・脱退などがあったときは再度計算し直します。
加入・脱退については、月割りで計算します。

◇加入したとき… 国保加入月から3月までの期間を計算します。

◇脱退したとき… 国保資格喪失日の属する月の前の月までの期間を計算します。

社会保険等に加入し国保の資格を喪失した場合、国保税は月割計算により税額を決定しますが、場合によっては資格喪失した月や翌月にも課税となることがあります。年税額を10回に分けて納めていただいていますので、国保税は、納期の月の税額がその月の税額とはならないことをご了承ください。

社会保険等に加入したときは役場(住民課)にて国保資格の喪失手続をお忘れなく

■出産予定者の産前産後の国民健康保険税(所得割額・均等割額)の免除(令和6年1月から)

出産される国保加入者の所得割額と均等割額が、産前産後の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)免除されます。

この制度の出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩で、死産・流産(人工

妊娠中絶を含む)・早産も対象です。免除期間は出産予定日(出産日)の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から翌々月までで、妊娠届を役場子育て支援課へ提出することにより手続は完了します。

■子どもの均等割額の軽減(令和4年4月から)

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国保に加入している未就学児(※)の均等割額の5割が減額されます。未就学児が国保資格を取得した日の属する月から減額となります。手続は不要です。また前年中の所得が一定基準以下で均等割額の軽減が適用される世帯については、その適用後の均等割額の5割が減額されます。

(※)未就学児とは、0歳から6歳に達する日以降の最初の3月31日までのお子さんをいいます。令和8年度は令和2(2020)年4月2日以後に生まれた方が対象です。

◆子ども・子育て支援金の均等割額について

国保に加入している18歳未満の子ども(子ども・子育て支援金の均等割額)については、10割軽減(全額免除)になります。これは、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るためです。

■国民健康保険税の軽減について

前年中の世帯(国保加入者全員)の総所得金額が一定基準以下の場合に

は、均等割額と平等割額が減額になります。ただし、所得が不明の方がいる場合は基準に該当するか判断できないため、軽減の対象にはなりません。

保険税の軽減

所得の基準による軽減		未就学児以外の均等割軽減割合	未就学児の均等割軽減割合
軽減割合	基準となる所得金額		
7割軽減世帯	世帯の所得の合計額が、基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割	8.5割
5割軽減世帯	世帯の所得の合計額が、基礎控除額(43万円)+31万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割	7.5割
2割軽減世帯	世帯の所得の合計額が、基礎控除額(43万円)+57万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割	6割
軽減なし世帯	上記以外	軽減なし	5割

○世帯の所得の合計額とは、被保険者全員の総所得・山林所得・譲渡所得(特定控除前)を合計したものです。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、軽減判定時の所得計算に含まれます(通知書等に記載された課税所得額ではありません)。

○専従者控除(給与)を受けている方は、その控除(給与)額をご本人の軽減判定額に含めて計算します。

○「給与所得者等の数」とは、一定の給与所得者(給与収入金額が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入金額が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入金額が125万円を超える65歳以上の方)の合計数を言います。ただし、表中の「10万円×(給与所得者等の数-1)」の部分は、給与所得者等の数が2人以上の場合にのみ適用されます。

○被保険者数には国保から後期高齢者医療へ移行した方で継続して同一の世帯に属する方(特定同一世帯所属者)も含まれます。

○国保に加入している方が、後期高齢者医療制度(75歳になる方。または65歳以上の方で一定程度の障がいがある方は任意で加入の選択ができます。詳しくは住民課までお問合せください。)に移行した世帯に、引



続き国保加入者がいる場合、世帯構成や収入が変わらなければ最長5年間、今までと同じ軽減を受けることができます。

また、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が1人だけとなる世帯を**特定世帯**といい、国民健康保険税の医療分と後期高齢者支援金分の平等割額が5年間半額になります。5年経過した後も引き続き国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている世帯を**特定継続世帯**といい、さらに3年間、医療分と後期高齢者支援金の平等割額が4分の3になります。

○被用者保険(会社の健康保険等)の加入者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者から新たに国保加入者になった65歳以上の方(旧被扶養者)は、役場に申請すれば所得割が免除、均等割が半額になります。さらに、旧被扶養者のみで構成される世帯については平等割も半額となります。

ただし、7割軽減、5割軽減の適用世帯は対象外です。

○解雇・倒産・リストラ等で職を失われた方を対象とした軽減制度があります。失業時からその翌年度末までの間、該当者の前年の給与所得を30%として税額を計算します。対象

は雇用保険受給資格者証の離職理由が、特定受給資格者又は特定理由離職者の場合に限り、該当する方は、役場住民課で申請の手続をお願いします。

■納付方法

普通徴収(納付書又は口座振替)と特別徴収(年金からの天引き)の2種類があります。

◆普通徴収について

納期は、6月(1期)から翌年3月(10期)までの10回です。

○口座振替をされている方は、振替日の前日までに口座残高をご確認ください。残高不足により振替ができなかったときは、翌月の10日頃に再振替を行います。なお、再振替ができなかったときは督促状が発送されますので、現金にて納付してください。



令和8年度の納期限・口座振替日

期別	納期限	口座振替日	期別	納期限	口座振替日	期別	納期限	口座振替日
第1期	6月30日	6月25日	第5期	11月2日	10月26日	第9期	3月1日	2月25日
第2期	7月31日	7月27日	第6期	11月30日	11月25日	第10期	3月31日	3月25日
第3期	8月31日	8月25日	第7期	12月25日	12月25日	第11期	4月30日	4月26日
第4期	9月30日	9月25日	第8期	2月1日	1月25日			

◆特別徴収について

対象となる方(左記の①から④の全てに該当する方)

- ① 国民健康保険に加入している世帯主・世帯員が全て65歳以上75歳未満である
- ② 老齢基礎年金の給付額が年額18万円以上である
- ③ 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者である
- ④ 国民健康保険税と介護保険料を合算した額が、年金給付額(老齢基礎年金給付の年額を6で除した額)の2分の1より少ない

○年齢が65歳に到達した方や転入された方で特別徴収に該当する方は、手続の都合上しばらくの間(6か月程度)は普通徴収になります。特別徴収に切替わる際には、事前に「特別徴収開始通知書」をお送りします。

○特別徴収の対象となる方で国保税を滞納なく納付していた方は、お申し出いただくと口座振替に変更することができます(納付書払は選択できません)。

○年度の途中で異動等がある場合は、普通徴収になることがあります。

お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712



税務課からのお知らせ

令和8年度 村・県民税及び森林環境税について

◆村・県民税とは

村・県民税とは、地方自治体が行う事業の費用を住民がそれぞれの負担能力に応じて分担する地方税です。所得税(国税)とは異なり、村・県民税は地域社会の会費のようなものとして、より多くの人に負担を求める仕組みになっています。

納税通知書の発送時期は、給与特別徴収対象者が5月中旬頃、普通徴収対象者及び年金特別徴収対象者が6月中旬頃となります。一人ひとりが地方自治体の主人公として、村・県民税に対するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆森林環境税とは

日本の温室効果ガス排出削減目標の達成、土砂崩れや川の氾濫、浸水などの災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

令和元年度から森林環境譲与税が、都道府県と市町村に譲与されるとともに、市町村が私有林の経営管理を受

託する仕組みである「森林経営管理制度」もスタートしました。これらを活用し、森林整備、人材育成、木材利用、またそれらの普及啓発等が実施されています。

◆村・県民税の内訳

村・県民税は「村民税」と「県民税」からなり、それぞれに「均等割」と「所得割」があります。この均等割と所得割の額を合計したものが年税額になります。

「均等割」とは、白馬村内に住所がある人や白馬村内に住所はないが事務所、事業所、家屋敷がある人が、一律に負担する税金です。

「所得割」とは、その人の前年の所得に応じて計算された税額を負担する税金です。

村・県民税を納める人(納税義務者)
その年の1月1日現在の住所地で、前年(1月から12月)の所得に対して課税されます

村・県民が課税されない人

均等割も所得割もかからない人
(ア)生活保護法によって生活扶助を受けている人

(イ)未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者で前年の合計所得金額が135万円以下であった人

(ウ)前年中の合計所得金額が次の金額以下であった人

・扶養親族、同一生計配偶者がいない人
28万円+10万円

・扶養親族、同一生計配偶者がいる人
28万円×(扶養親族+同一生計配偶者+1)+10万円+16万8千円

所得割がかからない人

所得金額より所得控除金額が大きい人、また、前年の総所得金額が次の金額以下の人

・扶養親族、同一生計配偶者がいない人
35万円+10万円

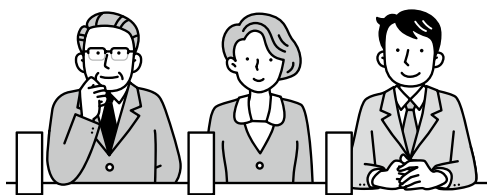
・扶養親族、同一生計配偶者がいる人
35万円×(扶養親族+同一生計配偶者+1)+10万円+32万円



お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712

固定資産評価 審査委員に選 任されました

引き続き、腰原雅之氏が白馬村固定資産評価審査委員に選任されました。任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。



お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712



なるほど！村税情報

例年納税通知書の送付後にお問合せいただく内容について、主な事例と回答をご紹介します。

問

なぜ今年から村・県民税を支払わなくてはならないのか、今年から高くなったのか？

答

課税する根拠となる所得や所得控除は令和7年中のものとなります。昨年中、新たにお勤めされた、土地の売買をしたなど収入が増加した場合や、扶養親族が少なくなったなどの要因が考えられます。

問

扶養親族が少なくなったとは？

答

生計を一にする扶養親族の所得が前年よりも上がった場合に、扶養控除が適用されなくなります。(例えば、これまで扶養していた子どもが就職し給与をもらうようになったなど)

問

所得税は非課税だったが、村・県民税はなぜ非課税にならないのか？

答

基礎控除等の額が所得税と村・県民税で違いがあるため、収入額と控除だけで課税・非課税計算した場合には違いが生じます。先にも説明しているとおり、扶養親族、同

一生計配偶者がいない場合に38万円の所得を超えた時点で均等割が課税されます。

問

白馬村から転出したのに、白馬村からの納税通知書が届くのはなぜか？

答

村・県民税の課税基準日は令和8年1月1日です。極端な例ですが、1月2日に亡くなっても令和8年度は課税されます。1月2日以降に白馬村から転出した場合も、白馬村で課税されます。一方、転出先の市区町村からは課税されません。日割り等も一切無いので、年税額を納めてもらうこととなります。

問

確定申告をした際の控除額と違っていはなぜか？

答

確定申告は国の税金である所得税に関する申告であり、村・県民税の税額と算出方法が異なります。村・県民税は生活に身近な行政サービスの財源として使用されるため、所得税よりも多くの方に税負担をいただく仕組みになっています。そのため、所得控除額(配偶者控除・扶養控除・基礎控除など)は、所得税の所得控除額より少ない額となっています。

お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712

村税・料金の お支払い期限

5月納期の 村税及び 料金	納期限	口座 振替日	納付方法・納付場所				
			現金払い (金融機関及び役 場会計室)	現金払い (コンビニエンス ストア)	口座振替	クレジットカード決済※	スマートフォン 決済アプリ
軽自動車税 第1期分	6月1日 (月曜日)	5月25日 (月曜日)	○	○	○	○	○
上下水道料 5月請求分	5月25日 (月曜日)	5月25日 (月曜日)				—	—

※：クレジットカード決済には、別途税額に応じた手数料がかかります。

お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712 上下水道課 電話：0261-85-0714



スノーハープロクロスカントリー大会

出場者募集

夏の恒例の大会となりますが、今大会はゲストとして渡部暁斗さんをお迎えし、大会を盛り上げていただきます。

家族、友達、職場の仲間、お誘いあわせの上、大勢のお申し込みをお待ちしています。

出店者募集

大会会場にて一緒に盛り上げていただける出店者(飲食・物品販売店)を募集しています。

「出場者募集」「出店者募集」のいずれも詳しくは大会ホームページをご覧ください。



【開催日】

7月25日、26日

【種目】

駅伝種目：小学生 5.1km×6人、
中学生 1.1km×4人、
一般 4km×4人

個人種目：

1km(小学生1・2年、ペア)、
1.5km(小学生3・4年、5・6年)、
4km(中学生、高校生、一般)、
8km(一般※高校生以上)、
12km(一般※高校生以上)

【申込方法】

RUNNETまたは大会チラシ内振替用紙からの申込み

【申込締切】

6月12日(金曜日)



お問合せ 白馬スノーハープロクロスカントリー大会事務局 電話：0261-72-8770

白馬村スポーツ協会前会長が表彰されました



令和7年度長野県スポーツ振興功績者表彰式が3月26日ホテル国際21で行われ、白馬村スポーツ協会前会長の山岸忠さんが、阿部知事から表彰を受けました。山岸前会長は、白馬村スポーツ協会、北安曇郡スポーツ協会の役員として10年間スポーツ振興にご尽力いただき、北安曇郡スポーツ協会から推薦を受けて、ミラノ・コルティナオリンピックへ出場した選手らと共に表彰されました。

お問合せ 白馬村スポーツ協会 電話：0261-72-8770

審議会委員等の公募制度の運用状況について

白馬村審議会等の委員公募要綱第9条(運用状況の公表)の規定により、令和7年度の状況を公表します。

審議会等の名称	公募数(名)	応募数(名)	採用数(名)	所管課
白馬村計画審議会	3	3	3	総務課
白馬村観光地経営会議	1	1	1	観光課

お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002

令和7年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況の公表

令和7年度の情報公開と個人情報開示の状況を次のとおり公表します。

◇行政文書公開の状況(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

実施機関	請求件数	公開区分					左記に係る不服申立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
村議会	8	5	1	1	0	1	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0

◇個人情報開示の状況(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

実施機関	請求件数	公開区分					左記に係る不服申立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
村	0	0	0	0	0	0	0

お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002





シリーズ ミラライへの分別 (vol. 35)

未来の地球環境や白馬村の豊かな自然環境を守り、次世代へとつなげるために今からできることを始めていきましょう。

プラスチックと賢く付き合
いましょう

長野県では、「信州プラスチックスマート運動」としてプラスチックごみの削減に取り組んでいます。

海を漂うプラスチックごみは、海洋生物による誤食のほか、マイクロプラスチック※1となり生態系に影響を及ぼすことが世界的な問題となっています。

海洋プラスチックごみの7割は陸域から発生すると言われており、日本海に流れ込む姫川の上流に位置する白馬村も決して他人事ではありません。

※1 環境中に存在する微細なプラスチック粒子のこと

信州プラスチックスマート運動の概要 「3つの意識した行動」を呼びかけています。

分別して「回収」

必要なプラスチックは使ってもいいんです。でも使い終わったらルールに従い、分けて回収へ。

少しずつ「転換」

使い捨てプラスチックから代替品へ。マイバッグ、マイボトル詰め替え用製品などを使いましょう。

意識して「選択」

そのストロー、レジ袋は本当に必要ですか？
少し考えていなければ断りましょう。

信州プラスチックスマート運動
協力事業者の募集

登録できる方

長野県内でプラスチックの削減等に取り組む事業者（小売業、外食業、製造業など）、団体、学校等

対象となる取組

- 1 プラスチックごみの排出量を削減する取組
（レジ袋の削減、使用済みプラスチックの回収、代替品の使用、プラスチックの再利用等）
- 2 使用済みプラスチックの再資源化（使用済プラスチックから製品を製造等）
- 3 プラスチック代替製品等の製造・開発・研究
- 4 上流県における海洋プラスチック対策（河川の一斉清掃、調査等）
- 5 1〜4以外の取組
（環境教育、プラスチックにかかる講演会の開催等）

申込先

北アルプス地域振興局
総務管理・環境課 環境係



お問合せ 白馬村役場 住民課 電話：0261-85-0715

白馬村物価高騰対策生活支援給付金
申請はお済みですか

申請期限は令和8年5月29日（金曜日）です

白馬村では、長期化する物価高騰による住民生活への経済的負担を軽減することを目的に、村内在住の皆様へ「白馬村物価高騰対策生活支援給付金」をお支払いしています。

・申請方法

申請は、郵送された「支給申請書（請求書）」に必要事項をご記入の上、白馬村役場総務課へご提出いただく方法のほか、白馬村公式LINEからもお手続きいただけます。公式LINEからの申請は添付書類の写真提出が可能で、「コピー」が不要です。

・お手元の通知書をご確認ください

申請方法の詳細は、郵送された「白馬村物価高騰対策生活支援給付金のお知らせ」をご覧ください。

・申請期限

令和8年2月13日に「支給決定通知書」をお送りしています。通知書の「3 給付金振込先」欄に振込先が記載されていない（空欄になっている）方は、申請が必要です。

令和8年5月29日（金曜日）必着

お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002



農林事業(電気柵設置、充電式草刈り機・空調服等)に 対する補助制度について

白馬村では、電気柵設置事業、充電式草刈り機等導入支援といった農林事業に取組む個人、団体の方に対して次の通り経費を補助します。
※令和8年度から、電気柵設置事業の補助上限額を、現行の90,000円から100,000円に改定しました。
※令和7年度から、国の労働安全衛生規則の改正による熱中症対策に鑑み、空調服等の導入に対する補助制度を創設しました。

○補助金額と対象者
白馬村の予算の範囲内で、「農林事業補助対象事業表」に則った金額を対象者に交付します。

白馬村農林事業補助金交付要綱 抜粋

補助事業名	対象経費	補助対象者	交付額
農業機械等導入支援事業	環境負荷に配慮した充電式草刈機等又は労働安全に配慮した空調服等の導入に要する経費	農林地の所有者又は農林業に従事している者	対象経費の2分の1 (上限20,000円)
電気柵等設置事業	有害鳥獣の侵入を防止するために設置する電気柵等の資材購入に要する経費	農家、農業者の組織する団体、農業法人	対象経費の2分の1 (上限100,000円)

○対象となる充電式草刈機等

【充電式草刈り機】

草刈機、チェンソー、ブロワー、オーガ、ヘッジトリマー、噴霧器、耕運機等の農業用機械
※充電式に限りです。

【空調服等】

電動ファンを内蔵した空調服等

【共通事項】

※交付額は、千円未満の端数は切り捨てとなります。
※補助金の交付決定前に購入した機械は、交付の対象になりません。



○申請方法

所定の申請書を白馬村役場農政課までご提出ください。
白馬村行政公式ホームページに様式・記入例を掲載しています。



お問合せ 白馬村役場 農政課 電話：0261-85-0766

水路の管理をお願いします

ゴミ(畔草刈りの草も含む)の投棄により、川下の田んぼにゴミが入ってしまうことや、水路が詰まって営農や生活に大きな支障をきたす事案が発生しています。

下流域の現状をご理解いただき、ゴミを流さないことはもちろんですが、水路や川にできるだけ刈草等を流さないよう、ご協力をお願いします。

また、詰りが生じていましたら、詰りの原因を取り除いていただけますよう地域全体での協力を併せてお願いします。



お問合せ 白馬村役場 農政課 電話：0261-85-0766



令和8年度 白馬村農作業標準賃金及び機械作業標準料金表

白馬村・白馬村農業委員会・白馬村営農支援センター

作業区分	単位	標準金額	摘要	
水田作業	自動耕耘機による耕起	10a	7,700	標準 13~15cm耕起 特殊事情田は当事者間で協議 湿田 2割以内の割増 不正形 相対で協議
	機械代かき作業	10a	13,600	
	【荒代のみ】	10a	5,900	
	【植代のみ】	10a	7,700	
	施肥	10a	2,600	機械まき、委託者が補助者1人を付ける
	機械田植作業	10a	10,900	委託者が補助者1人を付ける
	側条田植機使用	10a	13,900	側条田植機は同時施肥の場合
	防除作業 粉、粒剤散布	10a	1,200	
		液剤散布	10a	
	収穫作業 【稲】コンバイン	10a	26,000	グレンタンク付。委託者が補助者1人を付ける
【そば】コンバイン		10a	13,100	委託者が補助者1人を付ける
畔塗り	1m	100		
機械作業 その他	施肥播種	10a	9,800	ロータリーシーダー使用
	大豆脱穀	1時間	8,700	スレッシャー使用
	あぜ草刈り	1時間	2,000	刈払機による
	糶摺・糶乾燥・精米	農協の決定に準ずる		
労賃	水田一般作業	1時間	1,070	食事は作業者負担 男女問わず、時間外は割増賃金とする
	畑一般作業	1時間	1,070	
オペレーター賃金	トラクター	1日	13,100	オペレーターのみを雇う場合 実働8時間
	田植機	1日	13,100	
	コンバイン	1日	13,100	

- (注) 1 この賃金(料金)は、J A長野中央会及び長野県農業会議の令和8年度標準表を参考に定めたものです
 2 この賃金(料金)を適用する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします
 3 機械作業については、運転者・機械・燃料を受託者が負担します
 4 上記以外の作業については、地域の実情に見合う賃金(料金)を当事者間で決定してください
 5 この料金は、消費税を含んだ料金です

令和8年度農地使用料の標準額 10aあたり (円)

農地の区分	標準額
ほ場整備完了田 10a 以上田	6,000
ほ場整備未実施田 10a 以上田	2,000
ほ場整備未実施田 10a 未満田	1,500

【参考】土地改良区賦課金 10aあたり (円)

神城県ぼ地区	2,800
神城県ぼ地区外	1,000
飯森県ぼ地区	1,500
平川かん排地区	1,000

- 「標準額」は賃貸借契約において参考としていただくための目安であり、作物の種類や生産性、農地の形状や畔等の耕作以外の面積や管理、日当たりや周囲の農道・水路等の実情により当事者間で協議のうえ決定してください。
- 土地改良区の賦課金は所有者負担となります。その他、租税公課(事業負担金、税金等)の有無も考慮した協議を行ってください。
- 農地の区分は農家基本台帳の台帳地目によってください。そば、大豆、野菜等の転作田も田です。
- 畑の単価は、田の単価の5割程度を目安とします。規模や生産性、維持管理費等も考慮した協議を行ってください。
- 著しく生産性の低い農地等は、対価の伴わない使用賃借とするなど、農地の保全に努めてください。

この賃金(標準額)を適用する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

お問合せ 白馬村農業委員会事務局 (白馬村役場農政課内) 電話：0261-85-0766



献血のお知らせ

左記の日程において、献血を実施します。

病院で使われる輸血用の血液は、皆様の献血でまかなわれています。血液は、人工的につくることも、長期保存することもできないため、皆さまからの献血が、血液の必要な患者さんの尊い命を支えています。

一人ひとりの血液は同じ血液型でも微妙に違うため、複数の献血者の血液を合わせて輸血するほど、患者さんの負担が重くなります。

そこで現在、献血車での献血は400ml献血をお願いしています。(体重50kg以下の方は献血車での献血ができません。間隔については、男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日から献血できます。)

状況をご理解いただき、一人でも多くの皆様方のご協力をお願いします。

日時 5月29日(金曜日)
13時から16時まで

場所 白馬村保健福祉ふれあいセンター1階



献血カードアプリ
予約も可能

お問合せ 白馬村役場 健康福祉課 電話：0261-85-0713

上下水道事業経営審議会委員の募集について

上下水道事業の経営に関する事項について、調査・審議する「白馬村上下水道事業経営審議会」の委員を募集します。

○応募資格

- 次の条件をすべて満たす方
- 白馬村に住民登録している18歳以上の方
- 白馬村の他の審議会等の公募による委員に選任されていない方
- 白馬村の職員及び議会議員でない方
- 上下水道事業に高い関心を持つ方

○募集人数

若干名

○任期

令和8年6月頃から令和10年3月末まで

※令和8・9年度において、年3回程度の審議会開催を予定

○業務内容

上下水道事業の経営状況や使用料改定などを審議します。会議は、平日の日中に開催する予定です。

○選考方法

性別や年齢・居住地域のバランスなどを考慮しつつ、応募申込書の記載内容を審査して決定します。

○応募書類

応募申込書に必要な事項を記入して、白馬村役場上下水道課に持参、郵送、FAXまたはE-mailにより提出してください。応募申込書は、白馬村役場上下水道課窓口で入手するか、白馬村行政公式ホームページでダウンロードしてください。

○応募期間

5月18日(月曜日) から6月5日(金曜日)

○選考結果の通知

選考の結果については、6月中旬に各応募者に郵送により通知します。

○その他

審議会は原則公開で行うため、発言された意見等は公開します。会議の出席ごとに、条例に定める報酬をお支払いします。

お問合せ 白馬村役場 上下水道課 電話：0261-85-0714

令和8年度税務職員採用試験要綱

■概要

国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格

- 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
- 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

■試験の程度 高等学校卒業程度

■申込方法等 インターネット申込み

■次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<https://www.jijji-siken.go.jp/juken.html>



人事院
(インターネット申込)

○受付期間

6月12日(金曜日)午前9時から6月24日(水曜日)まで「受信有効」インターネット申込ができない環境の場合)

○問合せ先

希望する第1次試験地を所轄する国税局(沖縄国税事務所)

■試験日

第1次試験日 9月6日(日曜日)
第2次試験日 10月14日(水曜日)から
10月23日(金曜日)までの間の第1次試験合格通知書で指定する日

■問合せ先

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課
TEL:03-35581-1554

○右記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係
TEL:048-600-3111 内線2097
午前9時から17時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

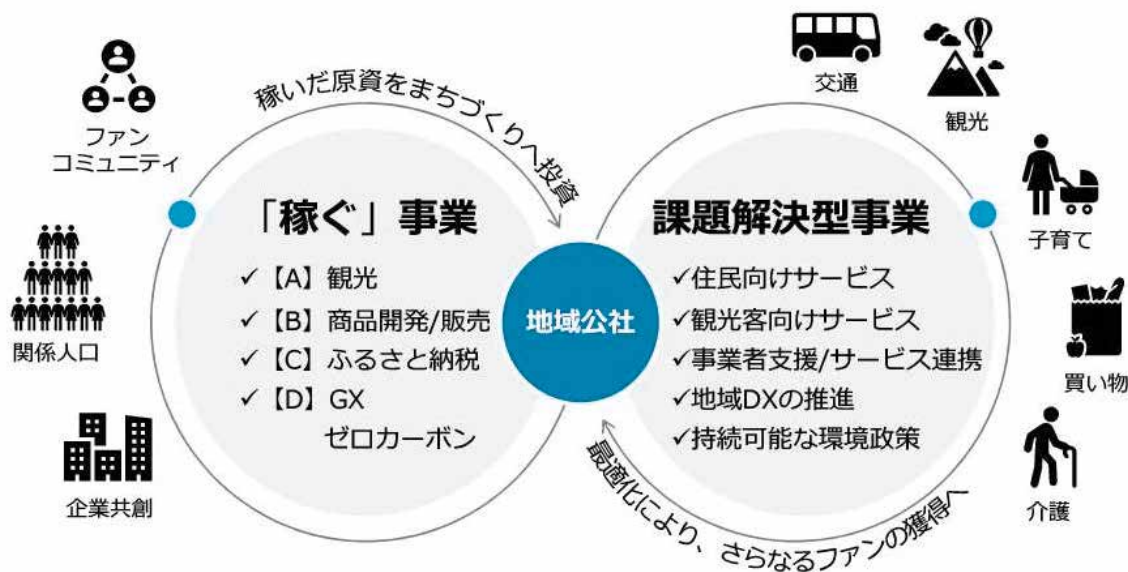


国税庁
(税務職員採用試験)



人事院
(採用情報NAVI)

「地域公社」設立に向けた調査結果のご報告



『地域公社』 行政負担の軽減、収益事業の最大化、 観光と地域サービスの一体的運営による持続可能なまちづくり

持続可能な村づくりのための新たな一歩

白馬村では、豊かな自然と日々の暮らしを次世代へ引き継ぐため、地域で得た収益を村の維持・発展に還元する新しい組織「地域公社」の設立を検討しています。令和7年度に実施した「地域公社設立可能性調査」の結果がまとまりましたので、その概要と今後の方向性をお知らせします。

なぜ今、「地域公社」を検討するのか

現在、村が直面している大きなテーマのひとつが「将来にわたる財政基盤の確保」です。村の人口が減少傾向にある一方で、道路や上下水道といった公共施設の老朽化対策や毎年の除雪など、生活インフラを維持するための経費は今後もかかり続けます。今後40年間で約447億円のインフラ更新費用が必要と試算されており、限られた財源の中でいかに投資余力を生み出すかが問われています。

そこで、村の基幹産業である観光などの収益を、よりしっかりと村内に循環させる仕組みづくりが必要です。

強みを結集し、 まちへ再投資する新しいカタチ

これまで村の観光や事業振興は、「白馬村観光局」と「白馬村振興公社」が中

心となって牽引してきました。今回の調査では、両組織が培ってきたノウハウや独自の強みをさらに引出し、より大きな相乗効果を生み出すための方向性が示されました。

具体的には、観光局の得意とする「情報発信・マーケティング機能」と、振興公社が強みとする「施設・事業運営機能」を一つに集約・統合する構想です。両組織の力を掛け合わせることで、ふるさと納税事業の村内での内製化や、地域産品のブランド化をより力強く推し進めることが可能になります。

「観光収益の最大化」と「公共コストの効率化」を同時に実現し、自ら稼いだ利益を、地域事業者の支援やインフラ維持といった「まちづくり」へ再投資していく持続可能な地域経営モデルを目指します。

今後のスケジュールと進め方

今後は、令和8年度上半期を「実証・検証フェーズ」とし、実際に業務を連携・集約した場合の効果測定や、地域の事業者・関係者の皆様との意見交換を重ねていきます。そこで得られた結果をもとに、令和8年度下半期に組織の在り方を見直し、令和9年度以降の本格稼働をめざします。

将来の白馬村の基盤をつくる大切な取り組みですので、引き続き、皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。

お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002





HAKUBA H.S. Report Channel

白馬高校レポートチャンネル

令和8年4月3日(第198号)

発行：白馬高校 教務係

TEL 0261(72)2034(代表)

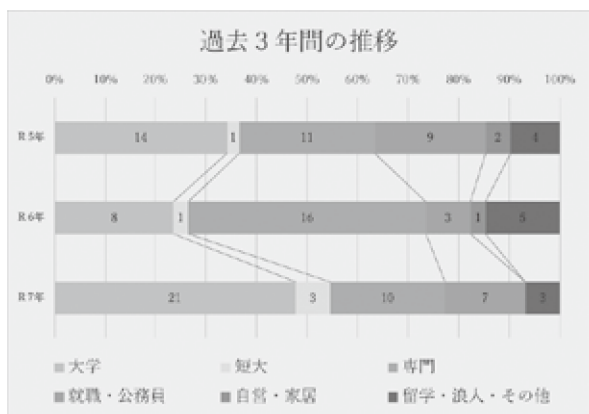
ホームページも
ご覧ください→



白馬高校 進路実績

前年度も白馬高校の活動に温かくご理解ご協力いただき、心より御礼申し上げます。
おかげ様で3年生も卒業し、4月からはそれぞれの進路先に進みます。過去3年間の進路先の一部をご紹介します。

■【過去3年 進路実績】



■四年制大学 (過去3年)

信州大学(教育学部・推薦)、法政大学(経済学部・推薦)、立教大学(法学部・一般)、関西外国語大学(外国語学部・推薦)、桜美林大学(ビジネスマネジメント学群・推薦)、日本大学(法学部・一般)、龍谷大学(文学部・一般)、長野保健医療大学(看護学部・総合型) 他

■専門学校 / 短期大学

信州木曽看護専門学校、国際スノーボード&スケートボード専門学校、長野調理製菓専門学校、国際ホテルブライダル専門学校、国際自然環境アウトドア専門学校、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部、帝京短期大学、戸板女子短期大学 …他

■就職

大北農業協同組合、ラインハルト(株)、(株)ホテルグランヴィア、日本スキー開発(株)、豊上製菓(株)…他

白馬高校ウェブサイト(HP) リニューアルOPENしました！

この4月、令和8年度は普通科11名、国際観光科40名を新たに迎えることができました。

今年度は、高校で観光を学んでいる全国の高校生が一同に集まる『全国高等学校観高サミット』を7月、白馬で実施予定の記念すべき年です。(昨年は松島、一昨年は那須で開催されました。)学校をあげて取り組み、白馬にとっても白馬高校の生徒にとっても、はるばる遠方から白馬に来る他県の高校生にとっても実りある経験になるよう、準備を進めてまいります。

さて、白馬高校のウェブサイトが3月31日にリニューアルオープンしました。こちらでも日々の生徒の様子や学校行事の様子などを発信していきます。今年度も変わらぬご支援ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願いいたします。



はくば

信州あいさつ運動

信州あいさつ運動は、地域ぐるみで子どもたちを育む運動です。毎月11日を「信州あいさつの日」とし、大人が率先してあいさつすることで、明るい地域づくりと子どもたちの健全育成を目指しています。

今年度も夏休み期間中を除く4月から11月まで、11日を中心に北小学校、南小学校の両校であいさつ運動を行います。新年度最初のあいさつ運動は、白馬村議会議員・民生児童委員・青少年サポーター・白馬ライオンズクラブ・PTA・小学校の先生・教育委員会職員が参加し4月10日に行いました。

児童の元気な「おはようございます」に、大人も元気をもらいました。



北小学校



南小学校

令和8年度協和ウイング白馬芸術文化イベント



©Shinichiro Saigo

■高橋多佳子。ピアノリサイタル
高橋多佳子
TAKAKO TAKAHASHI
ピアノ

第12回シヨパン国際ピアノ・コンクール第5位入賞の他、内外のコンクールで輝かしい受賞歴を重ねる。25タイトルのCDをリリースし、その多くがレコード芸術誌の特選盤を獲得する。リサイタル、室内楽をはじめ、国立ワルシャワ・フィル、新日本フィル、日本フィル、東京フィル、東京都響など内外のオーケストラと共演し常に高い評価を得る。各国の音楽祭への出演、著名国際コンクールの審査員に招聘されるなど国際的キャリアを築いている。

2026.5.11

Vol. **535**

白馬村公民館

館長 大塚 敦司

Tel.0261-85-0726

Fax.0261-85-0723

■協和ウイング白馬でのイベント

白馬ウイング21芸術文化シリーズ実行委員会及び白馬ウイング21ホール友の会では、芸術文化に触れる機会を創出するため、高橋多佳子。ピアノリサイタルの他に次のイベントを計画しています。詳細は決まり次第お知らせします。

実施予定日	公演名等
7月30日(木曜日) ~8月1日(土曜日)	第24回白馬国際音楽祭
9月13日(日曜日)	椎名豊ジャズコンサート
12月5日(土曜日)	第12回はつゆきコンサート
未定	映画 ※調整中

日時

6月28日(日曜日) 18時30分開場/19時開演

場所

協和ウイング白馬文化ホール 全席自由

チケット料金

一般2,000円 高校生以下 1,000円

ウイング21ホール友の会会員 1,000円

・村内プレイガイドで発売

・未就学児は入場いただけません。

令和8年度の『二十歳の集い』について

令和8年度の「白馬村二十歳の集い」は次の日程で開催します。対象者には6月以降に事前調査書類をお送りします。



日時: 令和8年8月15日(土曜日) 10時から

場所: 協和ウイング白馬

対象者: 平成17年4月2日から平成18年4月1日に生まれ、以下のいずれかに該当する方

- (1) 令和8年6月1日時点で白馬村に住民登録されている方
- (2) 令和2年度白馬中学校を卒業した方

白馬と古墳

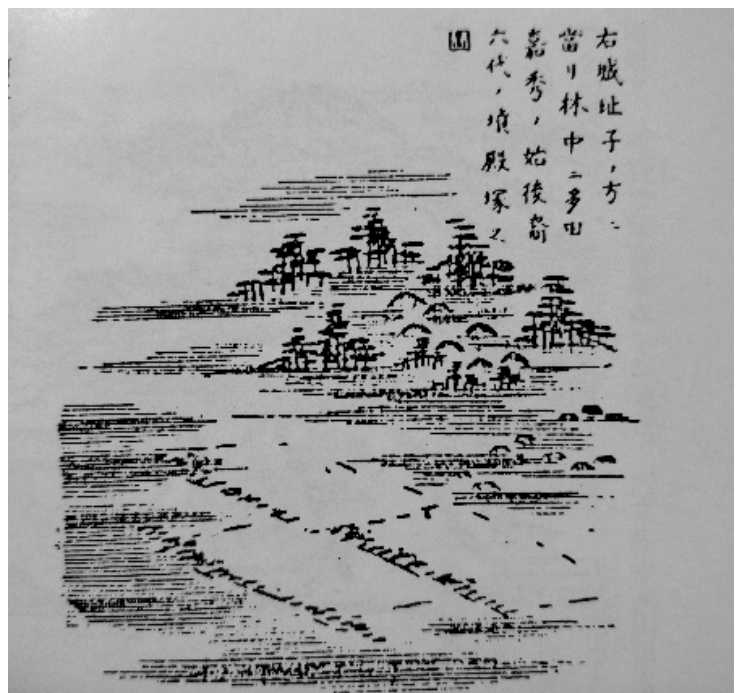
(文: 木曾寿紀)

お城や古墳と聞くと、国宝の姫路城や大仙陵古墳といった大規模なそして荘厳なものこそが歴史的に価値があつてそれ以外は問引いてもなんら問題ない不用品だという見方があります。本当にそうでしょうか。村内に分布する史跡を繋ぐと歴史の教科書一冊分たどれてしまうほど、各時代にリンクする史跡は実に豊かです。それは白馬のその位置にあるから歴史的価値があり、未来の白馬に遺すに足るものです。歴史を嫌悪する村民も村内史跡を丁寧な解説されて歩けば、その日のうちに歴史と和解できます。

北安曇郡最大規模を誇る神城古墳群はそんな史跡のひとつです。25基それぞれが山城と共存し、或いは林の中に静かに眠り、或いは田畑の傍らで忘れ去られようとしていたりそれぞれ個性的かつ、大規模古墳には見られないその時代、そこに確かにそこに生きていた人々の姿を明確に意識させてくれます。古墳群の一角を形成する東佐野集落の古墳群は訪ねるだけでも一見の価値ある11基の墳墓です。集落入口の鎧塚古墳は春先に頂部に咲く桜が大糸線からみえて見事ですが、これを目印に背後の森のなかにはさらに10基の円墳がはつきりと見てとれる事ができます。森中の4号墳は特に見事で古墳を囲む「周溝」まで目視できます。かつてこの辺りを治めた多田氏代々の墳墓だという言い伝えもあります。しかしながら古代の古墳にまつわるそういった言い伝えも時代毎の人々が遺されてきた史跡にどんなドラマを思い描き或いは托し、その上で土地にどう根付いてきたのか、それを知ったうえで現代の我々がどの様に振舞い、地域をどう取り扱うべきか、地域の取扱い説明書として指針を与えてくれます。海図を失った船は海原で暗礁に乗り上げ、悪くすると船員は船と運命を共にしますが、地域毎いままに至るまで現存する史跡は国際化多様化の進む世相のなか、私達の現在地と向かうべき道程を指す海図として機能してくれます。失くすとやっかいですから、こういうものは大切にしたいものです。



集落の入り口で道祖神と共に来訪者を迎える鎧塚古墳



明治初年の『長野県町村誌』には「殿塚」として墳墓の背景と共に紹介されています

図書館の おやすみ	・月曜日 祝日 ・毎月 最終金曜日（館内整理休館日） →祝日と重なる場合、休館日が変更となります。 ・その他 やむを得ず、臨時休館・臨時閉館する場合があります。
図書館の 開館時間	午前9時から18時まで

○新着案内

【一般・郷土】


書名	著者名	出版社
人間らしく生きるということ	曾野 綾子	河出書房新社
ごみ屋敷に住む人の心理と支援がわかる本	岸 恵美子編著	中央法規出版
接客英語をひとつひとつわかりやすく。	—	Gakken
その手は明日を紡ぐために	五十嵐 大	KADOKAWA
ノーメイク鑑定士	石田 夏穂	中央公論新社
拳の音が聞こえるか	岩井 圭也	新潮社
ふつうの家族	辻堂 ゆめ	講談社
すべてが円くなるように	原田 マハ	幻冬舎

【児童書・絵本】

書名	著者名	出版社
それでも希望は失わない！「国境なき医師団」いのちの現場へ	中嶋 優子	河出書房新社
しょうがっこうの、いやなところ・・・	山本 悦子	あかね書房
おしりダンディ ザ・ヤング さばくのミステリーツアー	トロール原案/監修	集英社
こぐまたんていアイビー 消えた伝説の花をさがせ！	クリスティーナ・リッテン/著 前田 まゆみ/訳	マガジンハウス


【雑誌】

雑誌名	特集名	出版社
NHKきょうの健康 5月号	背骨の変形	NHK出版
クロワッサン 1164号	ラクになるごはんづくり	マガジンハウス




『たわしのねこ』
しまだ はるお/作・絵 (ひかりのくに)

「わ・た・しのねこ」が「た・わ・しのねこ」になっちゃった！言葉を入れかえると、あらら、ねこが変身！ねこが楽しく、言葉の入れかえっこを表現してくれます。



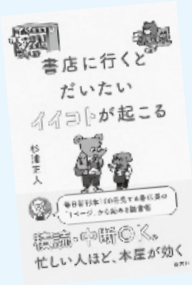
『たびたび』
さくら ももこ/著 (新潮社)

ミッフィーの生みの親・ブルーナさんに会いに行ったユトレヒト、中国茶を爆買い、大興奮した香港、あの人に再会した大感動のバリ。自分の思うまま行動し、実践する著者の国内から海外までを巡る爆笑旅エッセイ。



『それいけ、ヴォルフガング!』
ヴァージニア・カール/作・絵
松井 るり子/訳 (徳間書店)

大ぐらいで、いかつくて、よくほえる、犬のヴォルフガング。村の人たちやほかの犬たちのように仕事をしたいけれど、うまくいきません。今日は牛乳をはこび仕事をするようになりますが、さて、どうなりますか。



『書店に行くとだいたいイイコトが起こる』
杉浦 正人/著 (草思社)

書店員として毎日たくさんの人と本の間に立ってきた著者が、読書のこと、書店のこと、「最高にゆるい読書術」など、本のことを語ります。自分に合った、「楽しい読書」を見つけるヒントに出会えるかもしれません。

○図書館ホームページのご案内



ご家庭のパソコンやスマートフォンで新着案内、在庫状況をごらんいただけます。【白馬村行政公式ホームページ→子育て・教育・スポーツ→白馬村図書館→利用案内→蔵書検索】

・インターネット予約および館内検索用パソコンからの予約をする場合は、最初に、「新規パスワード登録」の案内にしたがって、パスワード設定を行なってください。

・窓口での「予約図書申込書」による予約も受け付けておりますので、ご利用ください。

保健ガイド 5月から6月まで

15日から翌月末までの予定を日付順に記載しています。

■ 乳幼児健診等

会場:白馬村保健福祉ふれあいセンター1階

月 日	曜 日	事業名	対象になるお子さん
5月20日	水曜日	よちよち相談	令和7年1月から2月生
5月20日	水曜日	びよびよ教室	令和7年11月から令和8年1月生
5月25日	月曜日	理学療法(PT)相談	予約制
5月28日	木曜日	2か月育児相談	令和8年3月生
5月29日	金曜日	前期乳児健診	令和8年1月1日から1月19日生
5月29日	金曜日	後期乳児健診	令和7年6月から7月23日生
6月 8日	月曜日	育児相談	予約制
6月22日	月曜日	理学療法(PT)相談	予約制
6月25日	木曜日	もぐもぐ相談	令和7年11月から令和8年1月19日生
6月30日	火曜日	2か月育児相談	令和8年4月生

■ 予防接種

会場:白馬村保健福祉ふれあいセンター1階

月 日	曜 日	事業名	対象になるお子さん
5月19日	火曜日	麻疹風しん	年長児
6月 2日	火曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています
6月23日	火曜日	日本脳炎1期追加	年中、年少児
6月24日	水曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています

お問合せ 白馬村子ども家庭センター(白馬村教育委員会 子育て支援課内) 電話:0261-85-8101

■ 子育て支援ルーム

月 日	曜 日	事業名	対 象	時 間
5月19日	火曜日	リフレッシュ講座(ヨガ)	未就園児親子	10時30分から
6月10日	水曜日	郷土食を食べよう *要予約	未就園児親子	11時30分から
6月12日	金曜日	読み聞かせおはなし会	未就園児親子	11時15分から

【なかよし広場のお知らせ】

- ☆なかよし広場は、白馬村保健福祉ふれあいセンター内(3階)に移転しました。
 - ☆乳幼児のお子さんご家族が自由に遊び交流できる「親子の居場所」です。ぜひお気軽にお越しください。
 - ※月曜日から金曜日 午前9時30分から12時(土曜日、日曜日、祝日は、休館日です)
 - ※支援ルームは登録制となっていますので、初回利用時に登録カードの記入をお願いします。
 - ※イベントの予約は子育て支援ルームに連絡ください。
 - ※行事日程や、急な休館等の情報は白馬村行政公式ホームページ、白馬村公式LINEに掲載します。
 - ※白馬村公式LINEの事前登録をお勧めします。
- お問合せ 白馬村子育て支援ルーム(子育て支援課) 電話:080-6930-1518(移転期間中は、携帯電話へご連絡ください)

■ 人権・心配ごと相談

開設日	時 間	場 所	相 談 員	お問合せ先
6月2日(火曜日)	13時から16時まで	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 ボランティアルーム	人権擁護委員	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。※6月1日は人権擁護委員協議会「委員の日」です。

■ 弁護士無料法律相談(予約制)

開設日	時 間	場 所	相 談 員	ご予約・お問合せ先
7月7日(火曜日)	13時から15時まで	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 ボランティアルーム	イシイ マサミ 石井 誠実 弁護士	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約が必要です。相談時間は30分ですので、相談内容を整理してお越しください。

■ 心の相談会(予約制)

開設日	時 間	場 所	お問合せ先
5月26日(火曜日)	10時から15時まで	白馬村保健福祉ふれあいセンター 2階 福祉相談室	白馬村役場健康福祉課 0261-85-0713
6月23日(火曜日)			

※予約は公式LINEの申請ボタンからお願いします。



姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



元気よく「はい」と返事をする新入园児

ここにこ笑顔で入园♪

さくら幼稚園の入园式が4月8日に行われ、9人の園児が入园しました。新入园児は緊張した様子でしたが、担任の先生が一人ひとりの名前を読み上げると、手を挙げ「はい！」と元気よく返事をしていました。

入园式の最後には年長組園児による『チューリップ』の歌が披露され、新しくさくら幼稚園の仲間となった園児を歓迎しました。新しく出会ったお友達とのどきどきわくわくの園生活が始まります。

和歌山県 太地町



太地町消防団が表彰されました。

和歌山県民文化会館で令和7年度和歌山県消防功労者定例表彰式が開かれ、太地町消防団が「消防団等地域活動表彰」を受賞しました。

地域に密着した活動を積極的に行い、防災力の向上に寄与したことが評価されました。

有料広告欄

スマホアプリで広報はくば配信中！！

マチを好きになるアプリ

App Store からダウンロード | Google Play マチにしよう

白馬村役場 公式 LINE

広告募集中 広報はくば及び白馬村行政公式ホームページに掲載する広告(有料)を募集しています *お問合せ 白馬村役場総務課

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間：平日8時30分～17時30分

- ・加入/故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
- ・取材等のお申し込みは
TEL 0261-85-0116

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に **72-6667** にお電話ください
(白馬村の4年生が1月にサポーターになりました。)
白馬村の認知症サポーター数 2,075人
(令和8年4月現在)



編集後記

4月に進学、就職などによって身の回りの状況が変わった方は、5月になりそろそろ今の環境に慣れてくる頃でしょうか。広報はくばには、今年度の行事予定や新たな取組みが多く掲載される季節です。また、白馬村物価高騰対策生活支援給付金も5月29日(金曜日)が申請期限です。村内の動向をお見逃しのないようにしましょう。

(広報編集担当：藤戸)

人口：8,416人 男：4,244人 女：4,172人 世帯：4,464世帯
(令和8年5月1日現在)